

東松島市矢本西地区海岸防災林（浜須賀松国有林内）の 再生に向けた活動に関する協定書

宮城北部森林管理署長（以下「甲」という。）と日本労働組合総連合会 秋田県連合会 会長 黒崎 保樹（以下「乙」という。）は、東松島市矢本西地区海岸防災林（浜須賀松国有林内）の再生に向けた活動に関し、次のとおり、「社会貢献の森」協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく社会貢献の森における東松島市矢本西地区海岸防災林（浜須賀松国有林内）の再生に向けた活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（社会貢献の森の名称、位置及び面積）

甲は、宮城北部森林管理署 東松島市矢本字浜須賀松国有林546林班い1小班の72.88ha内の一区画地（0.12ha）を社会貢献の森として乙に活動を行わせるものとする。
なお、社会貢献の森の名称は、「連合秋田復興の森」とする。

第3（全体活動計画書との提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7 (入林の際の連絡・調整)

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面 (FAXによる場合を含む。) 等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。



第8 (安全確保等の措置)

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全 (緊急時の避難を含む) を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11 (標識類の設置)

- 1 乙は、活動に当たり、甲が国有林野の管理経営上支障が生じないと認める場合は、標識類を設置することができるものとする。なお、この場合にあっては、標識類の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した標識類を収去するものとする。

第12 (法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13 (山火事防止等の措置)

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩落もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。



第14 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（「連合秋田復興の森」）の適切な管理）

甲は、「連合秋田復興の森」が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。



第16（協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は、乙に事前に通知した上で協定を破棄するものとし、必要に応じて、その事実、団体名等を公表するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
- 3 「連合秋田復興の森」の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 次の資格要件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合。
 - (1) 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
 - (2) 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制、技術等を有していること。
 - (3) 地震等の緊急時に自力で速やかに避難できること。
 - (4) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないもの、営利を目的としたものではないこと。
 - (5) 国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納していないこと。
 - (6) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していること。
 - (7) 従来 of 経緯から協定を誠実に遵守すると認められること。
 - (8) 国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にないこと。
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合



第17（協定の解消）

乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

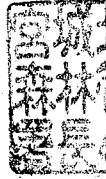
第18（協定の有効期間）

- 1 この協定は、令和2年4月1日から令和11年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19 (その他必要と認められる事項)

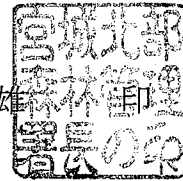
この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。



令和2年1月31日

(甲) 宮城県大崎市古川東町5-32
宮城北部森林管理署長 中島 勇雄

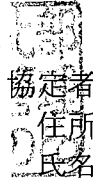


(乙) 秋田県秋田市中通6丁目7-36
日本労働組合総連合会 秋田県連合会
会長 黒崎 保樹



年 月 日

宮城北部森林管理署長 殿



協定者 (代表者)

住所
氏名

印

「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール (5～10年程度のスケジュールを記載)

活動の内容	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次・・・	合 計
合 計						

(注) ・活動内容については、時期・頻度(回数)等について記述する。

・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他(活動内容の詳細)

○保育

○補植(必要に応じて) 樹種:

○その他の活動

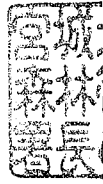
※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

年 月 日

宮城北部森林管理署長 殿



協定者 (代表者)

住所

氏名

印

年度「社会貢献の森」における活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他 (活動内容の詳細)

○植栽 樹種：

○保育

○その他の活動



植栽本数： 本

※ 各種法令の指定状況

Empty rectangular box for specifying legal designations.

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

年 月 日

宮城北部森林管理署長 殿

協定者 (代表者)
住所
氏名

印

年度「社会貢献の森」における活動実績報告書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 年度活動実績

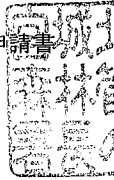
実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他



年 月 日

宮城北部森林管理署長 殿

協定者 (代表者)
住所
氏名

印

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

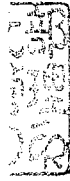
(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日



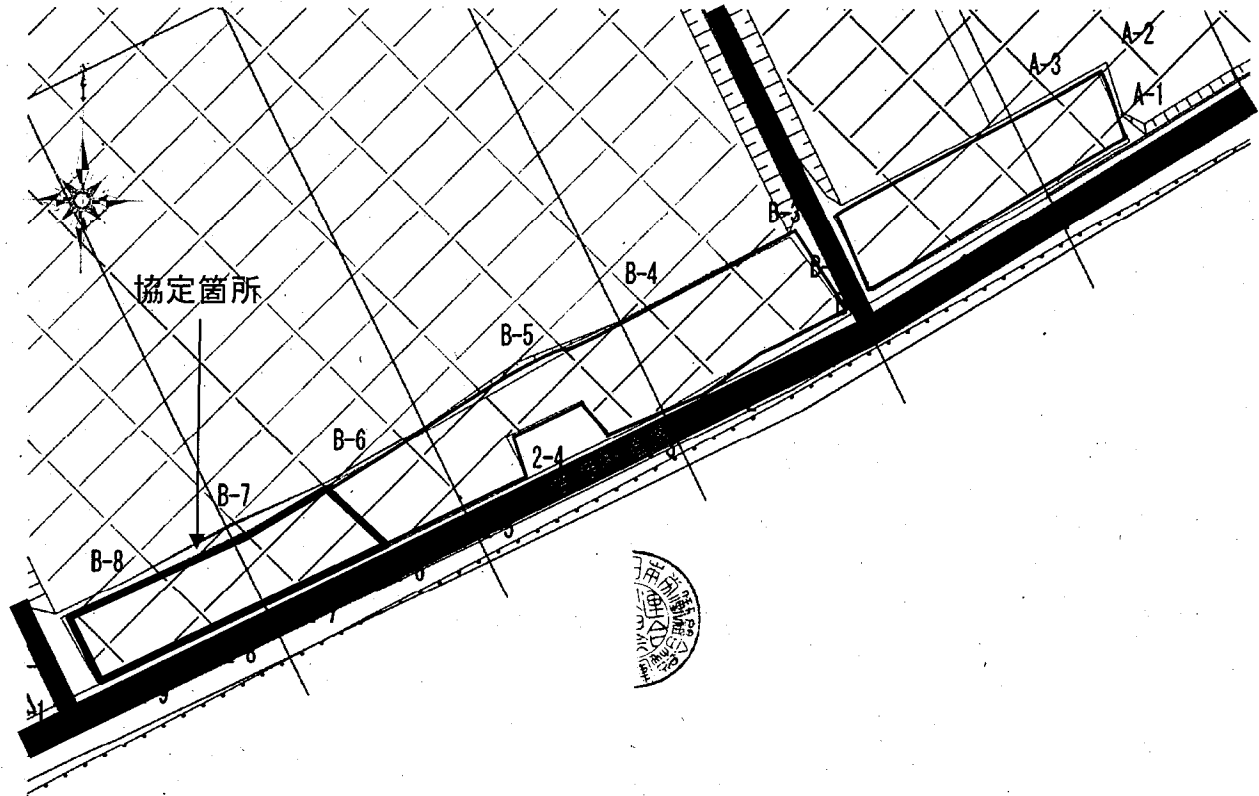
名称	位置	面積	協定の有効期間
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ～ 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ～ 年 月 日

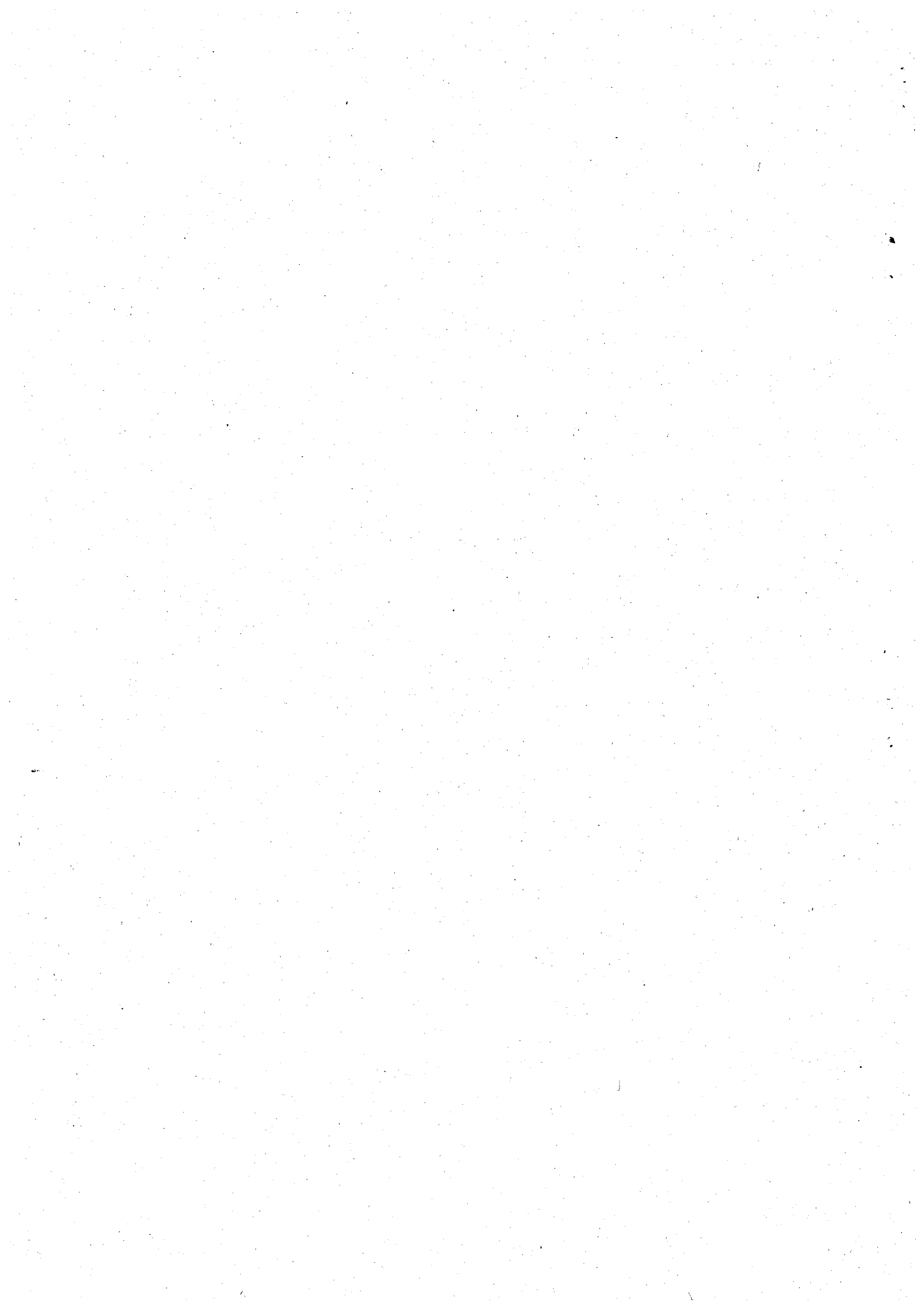


矢本西地区海岸防災林（浜須賀松国有林内）「社会貢献の森」

位置図

協定締結者：日本林業労働組合総連合会 秋田県連合会
面積：0.12ヘクタール





(別紙様式1) 「社会貢献の森」における全体活動計画書

2020年2月3日

宮城北部森林管理署長 殿

協定者

住所 秋田県秋田市中通6丁目7-36

団体名 日本労働組合総連合会 秋田県連

代表者氏名 黒崎 保樹



「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
連合秋田復興の森	東松島市矢本字浜須賀松国有林 546林班い1小班	0.12 ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

連合秋田は、環境問題を重要な運動課題と位置づけ、植樹や下刈り作業を通じ、森林の持つ多面的機能への理解や自然環境保全を目的とした事業を1992年より行っている。この取り組みと震災復興・再生の取り組みを連動させ、継続的な復興支援と環境問題・森林保護の重要性を考える活動を展開していく。

(2) 活動の内容及びスケジュール(5～10年程度のスケジュールを記載)

活動の内容	1年次 R02	2年次 R03	3年次 R04	4年次 R05	5年次 R06	合 計
標識設置等準備作業、植樹	2					2
改植・下刈り・保育作業		1	1	1	1	4
林内巡視		1	1	1	1	4
合 計	2	2	2	2	2	10

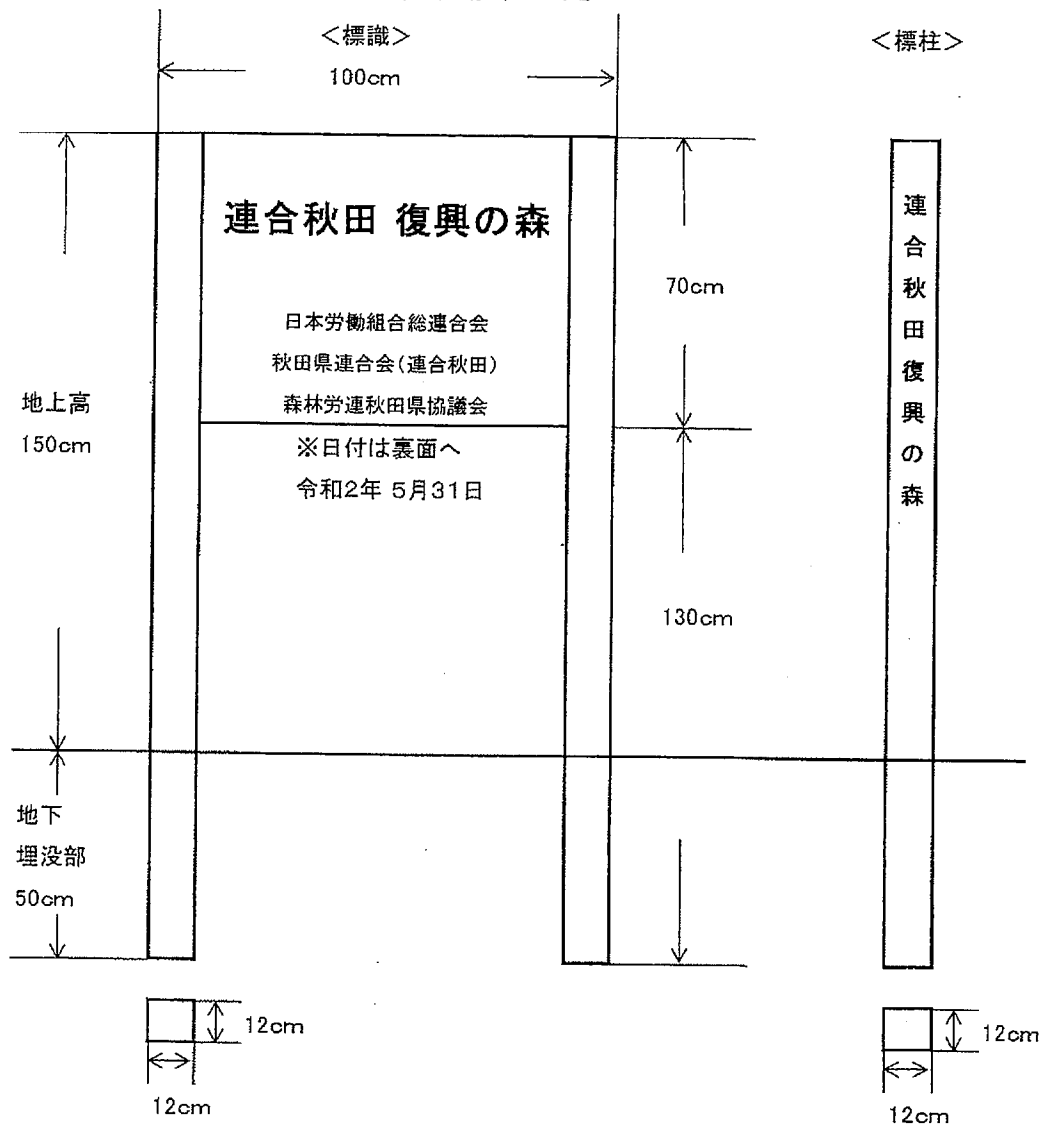
活動の内容	6年次 R07	7年次 R08	8年次 R09	9年次 R10	10年次 R11	合 計
改植・下刈り・保育作業	1	1	1	1		4
林内巡視	1	1	1	1		4
合 計	2	2	2	2		8

(注) ・活動内容については、時期・頻度(回数)等について記述する。



3 標識類の設置

- 寸法：幅 100 cm、高さ 1.5m
- 素材：木材
- 設置数：1基（その他標柱1本予定）
- 設置場所：別紙のとおり（区画図の設置希望箇所）
- 設置日：令和2年5月31日（日）設置予定



(注) ・標識類を設置する場合は、記述する。

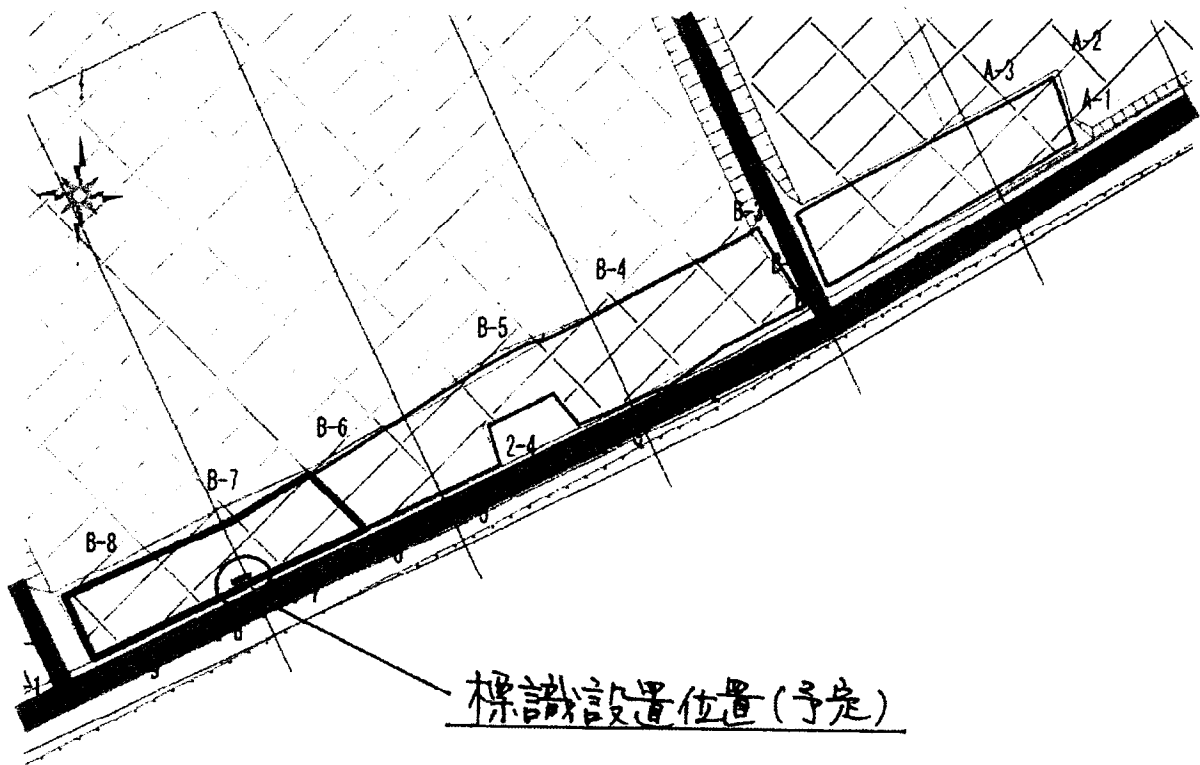
4 その他（活動内容の詳細）

- 植栽 樹種：黒松（抵抗性） 植栽本数：500本/0.1ha（2～3年生苗）
生産場所：宮城県（生産事業者：宮城県農林種苗農業協同組合）
- 保育 植樹後、改植・下刈り・保育作業と林内巡視を1回/年ずつ実施予定
- その他の活動 植樹式（予定日時：5月31日（日）、60人程度で実施）

※ 各種法令の指定状況

潮野防衛保安林, 保健保安林, 鳥獣保護区

(注) 本欄については、森林管理署で記入。



標識設置位置(予定)